本宮市農業委員会 令和2年3月総会 議事録

- 1. 開催日時 令和2年3月23日(月)午後1時30分
- 2. 開催場所 本宮市役所 3階 「大会議室」
- 3. 出席委員

農業委員会委員

1番	渡邉	謙輔	2番	遠藤	政幸	3番	國分	政利	
4番	伊藤	隆一	5番	石橋	廣基	6番	三瓶	和彦	
7番	渡邊	善幸	8番	三瓶	修藏	9番	渡辺	喜一	
農地利用最適化推進委員									
1番	國分	隆一	2番	川名	和弘	3番	遠藤	栄太郎	
4番	國分	政彦	5番	遠藤	俊雄	6番	阿部	修司	
7番	佐藤	一徳	8番	遠藤	正任	9番	國分	保	
10番	大内	俊之	11番	佐々オ	清忠	12番	佐藤	博衛	

- 4. 欠席委員 なし
- 5. 遅参委員 なし
- 6. 職 員 事務局長 三瓶 隆 農地係長 伊藤 晋平
- 7. 書 記 事務局(農地係長 伊藤 晋平)

-t-7t- D D	
事務局長	ただ今から、本宮市農業委員会3月定例会を開会いたします。欠席、遅
	刻の通告は、ありません。
	それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	ただ今から、本宮市農業委員会3月定例会を開会いたします。
	時節の事柄
事務局長	続きまして、会長よりあいさつを申し上げます。
会長 渡辺喜一	時節の事柄
事務局長	これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が
	議長を務め、議事を進行いたします。
会長 渡辺喜一	出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次
	に議事録署名委員を指名します。農業委員7番 渡邊善幸委員 農業委員8
	番 三瓶修藏委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りと
	してご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、会期を本日限りといたします。
会長 渡辺喜一	日程に従いまして、5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報
	告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。
	(2番 遠藤 政幸 委員)
農地転用調査委	調査委員長に選任されました、遠藤政幸です。今回は、三瓶修藏委員、
員長	川名和弘委員、國分保委員で調査を実施しました。
	去る3月12日(木)、午前10時00分より、事務局からの説明後、申請

人等の立会いのもと11件の現地を調査いたしました。 最初に、議案第15号「農地の転用のための権利移動制限について」です が、農地法第5条第1項の規定に基づくもので、「資材置場敷地が1件」、 「共同住宅敷地が2件」、「事務所等及び駐車場が2件」、「一般住宅敷地が 2件」、「宅地分譲敷地が9区画分の申請が1件」です。 うち、件番7の長屋字道内地内の駐車場敷地は、申請時に工事に着手し かけており、原状回復を条件に申請を受理しました。 そこで、3月22日(日)に再度、現地確認をした結果、畑に原状回復が完 了しておりましたので、申請を受理したところであります。 いずれの申請地も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないこと を確認いたしました。 次に、議案第16号「現況確認証明願いについて」ですが、件番1の内、 和田字上境ノ内 159 番地の田は、雑草の仮払いにより耕作が可能と判断し、 原野とは認められませんでした。 その他の農地は、すでに山林化しており耕作できるような状態ではあり ませんでした。 よって、上境ノ内の田を除く、今回の申請地番の許可は適当であると判 断しました。 次に、件番2については、すでに原野化しており耕作できるような状態 ではありませんでした。 さらに、件番3については、すでに山林化しており、耕作できるような 状態ではありませんでした。 よって、件番2並びに件番3の申請地番の許可は適当であると判断しま した。 以上、現地調査委員の報告といたします。 会長 渡辺喜一 続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による届出に対する報 告について」、さらに、2月定例会での許可についての報告を事務局より報 告いたさせます。 事務局長 議長 会長 渡辺喜一 事務局長 事務局長 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告につ いて 事務局長 2月定例会許可分は、2月25日付で、許可指令証を交付いたしました。 会長 渡辺喜一 報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。 それで は日程に従い、6.付議事件議案の審議を行います。 会長 渡辺喜一 議案第13号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定 に基づく議案を上程します。 最初に、件番1について、事務局の説明を求めます。

事務局長

事務局長

会長 渡辺喜一

議長

事務局長

(事務局朗読・説明)

会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。
渡辺 喜一委員	議案第 13 号件番 1 について、3 月 22 日に現地調査及び申請内容の確認
	を佐藤一徳委員と致しました。
	件番 1 については、当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容
	を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。
	以上の結果を踏まえ、件番1につきましては、許可適当と判断いたしま
	した。現地調査の報告と致します。
会長 渡辺喜一	続いて、現地調査に同行しました佐藤一徳委員から報告することはあり
	ますか
	(なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め採決を行います。
	議案第13号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定
	に基づく、件番1は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第13号「農地の権利移動制限について」農地法第
	3条第1項の規定に基づく、件番1は許可とすることに決定いたしました。
	次に、件番2について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。
渡辺 喜一委員	議案第13号 件番2について、3月22日に現地調査及び申請内容の確認
	を佐藤一徳委員と致しました。
	件番 2 については、当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内
	容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。
	以上の結果を踏まえ、件番2につきましては、許可適当と判断いたしま
	した。現地調査の報告と致します。
会長 渡辺喜一	続いて、現地調査に同行しました佐藤一徳委員から報告することはあり
	ますか。
♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ 	(なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(所
人 巨	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	質疑を打ち切るに異議ありませんか。 (異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。

	に基づく、件番2は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第13号「農地の権利移動制限について」農地法第
五尺 仮起音	3条第1項の規定に基づく、件番2は許可とすることに決定いたしました。
会長渡辺喜一	次に、議案第14号「農地の転用に係る事業計画の変更について」農地法
云文 仮辺音	第5条第1項の規定に基づく議案を上程いたします。
	最初に、件番1について事務局の説明を求めます。
事務局長	取物に、件番1に 201で事務向の配例を表めより。 議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
	議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく「事業計画の変更」、件
	番1は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第14号農地法第5条第1項の規定に基づく「事業
	計画の変更」、件番1は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第15号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法
	第5条第1項の規定に基づく議案を上程いたします。
	最初に、件番1について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
	議案第15号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番1は許可すること
	に異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第15号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番
	1は許可とすることに決定いたしました。
	次に、件番2について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
F 3/1/19 X	71-371/LASAIME MEA11

会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
	議案第15号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番2は許可とするこ
	とに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第15号農地法第5条1項の規定に基づく、件番2
	は許可とすることに決定いたしました。
	次に、件番3について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
	議案第15号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番3は許可すること
	に異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第15号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番
	3は許可することに決定いたしました。
	次に、件番4について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
	議案第15号農地法第5条第1項の規定に基づく件番4は許可することに
	異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番
	4は許可することに決定いたしました。
	次に、件番5について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
事務局長	議長

会長	渡辺喜一	事務局長					
事務局長		(事務局朗読・説明)					
会長 渡辺喜一		議案に対する質疑を行います。					
		(異議なし)					
会長	渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。					
		(異議なし)					
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。					
		議案第15号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番5は許可すること					
		に異議ありませんか。					
		(異議なし)					
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番					
		5 は許可することに決定いたしました。					
		次に件番6について事務局の説明を求めます。					
事務局	長	議長					
会長	渡辺喜一	事務局長					
事務局	長	(事務局朗読・説明)					
会長	渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。					
		(異議なし)					
会長	渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。					
		(異議なし)					
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。					
		議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可すること					
		に異議ありませんか。					
		(異議なし)					
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番					
		6 は許可することに決定いたしました。					
		次に件番7について事務局の説明を求めます。					
事務局	長	議長					
会長	渡辺喜一	事務局長					
事務局	長	(事務局朗読・説明)					
会長	渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。					
		(異議なし)					
会長	渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。					
		(異議なし)					
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。					
		議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 7 は許可すること					
		に異議ありませんか。					
		(異議なし)					
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番					
		7は許可することに決定いたしました。					

	次に、件番8について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
	議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 8 は許可すること
	に異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番
	8は許可することに決定いたしました。
	次に、議案第16号「現況確認証明願いについて」を上程いたします。
	最初に、件番1の内、和田字上境ノ内159番地の田は、現地調査委員長
	の報告のとおり、雑草の仮払いにより耕作が可能と判断し、原野とは認め
	られないとの報告のとおり、非農地である証明を承認しないことで異議あ
	りませんか。
	また、上境ノ内の田を除く、地番については非農地である証明を承認す
	ることで異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、件番1の内、和田字上境ノ内159番地は、非農地であ
	る証明を承認しないことで、また、それを除く、地番については、非農地
	である証明を承認することで決定いたしました。
	次に、件番2について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
	議案第16号「現況確認証明願いについて」の件番2は許可することに異
	議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第16号「現況確認証明願いについて」の件番2は
	許可することに決定いたしました。
	次に件番3について事務局の説明を求めます。

事務局長	議長				
会長 渡辺喜一	事務局長				
事務局長	(事務局朗読・説明)				
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。				
	(異議なし)				
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。				
	(異議なし)				
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。				
議案第16号「現況確認証明願いについて」の件番3は許可す					
	議ありませんか。				
	(異議なし)				
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第16号「現況確認証明願いについて」の件番3は				
	許可することに決定いたしました。				
会長 渡辺喜一	それでは、次に、議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」を				
	上程します。事務局の説明を求めます。				
事務局長	議長				
会長 渡辺喜一	事務局長				
事務局長	(事務局朗読・説明)				
会長 渡辺喜一	なお、11頁の(新規設定)の番号2番につきましては、本農業委員会委員				
	1番の渡邉謙輔委員が当事者となっております。よって、農業委員会等に				
	関する法律第31条の規定により、議事に参与することは規制されておりま				
	すので、議事審議の間、退席を求めます。				
	暫時、休議します。				
	(休 議)				
	1番 渡邉 謙輔 委員(退席)				
会長 渡辺喜一	それでは、議事を再開します。まず、番号2番の議案に対する質疑を行				
	います。				
	(質 疑)				
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。				
	(異議なし)				
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。				
	議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」番号2番の議案は、				
	本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定することに異議ありません				
	か。				
	(異議なし)				
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」番				
	号2番の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定いたしま				
	した。				
	1番 渡邉謙輔委員の復席を認めます。				
	暫時休議します。				

	(休 議)				
	1番 渡邉 謙輔 委員(着席)				
会長 渡辺喜一	続いて、同じく 11 頁から 12 頁の(新規設定)の番号 7 番から 10 番につき				
	ましては、本農業委員会委員9番の私(渡辺喜一)が当事者となっておりま				
	す。				
	よって、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与す				
	ることは規制されておりますので、議事審議の間、退席します。				
	暫時、休議します。				
	(休 議)				
	9番 渡辺 喜一 委員(退席)				
	1番 渡邉 謙輔 会長職務代理者(着席)				
会長職務代理者	それでは、議事を再開します。まず、番号7番から10番の議案に対する				
	質疑を行います。				
	(質 疑)				
会長職務代理者	質疑を打ち切るに異議ありませんか。				
	(異議なし)				
会長職務代理者	異議なしと認め、採決を行います。				
	議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」番号7番から10番				
	の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定することに異議				
	ありませんか。				
	(異議なし)				
会長職務代理者	異議なしと認め、議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」番				
	号7番から10番の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定				
	いたしました。				
	9番 渡辺喜一委員の復席を認めます。				
	暫時休議します。				
	(休 議)				
	9番 渡辺 喜一 委員(着席)				
会長 渡辺喜一	それでは、9 頁から 10 頁の(再設定)並びに 11 頁から 12 頁の番号 2 番及				
	び番号 7 番から 10 番まで除く(新規設定)、さらに、13 頁の(売買)の議案				
	に対する質疑を行います。				
	(異議なし)				
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。 				
	(異議なし)				
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。				
	議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」9頁から10頁の(再				
	設定)並びに11頁から12頁の番号2番及び番号7番から10番までを除く				
	(新規設定)、さらに、13頁の(売買)の議案は、本宮市長より送付された計				
	画(案)のとおり決定することに異議ありませんか。				
♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ ♦ 	(異議なし)				
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」9				

	頁から10頁の(再設定)並びに11頁から12頁の番号2番及び番号7番から
	10番までを除く(新規設定)、さらに、13頁の(売買)の議案は、本宮市長よ
	り送付された計画(案)のとおり決定いたしました。
	次に、議案第 18 号「本宮市農作業労働賃金及び穀物調整料金標準額の改
	正について」の議案を上程します。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質 疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
	議案第 18 号 「本宮市農作業労働賃金及び穀物調整料金標準額の改正につ
	いて」議案のとおり異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 18 号「本宮市農作業労働賃金及び穀物調整料金
	標準額の改正について」議案のとおり決定いたしました。
	以上をもちまして、議案はすべて終了しました。
事務局長	本日の日程は、すべて終了いたしました。閉会を会長職務代理者より申し
	上げます。
会長職務代理者	以上を持ちまして、本宮市農業委員会3月定例会を閉会いたします。

令和2年3月23日 (閉会午後 時 分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長	渡辺	喜一		
**	Note have	26 4		
議席7番委員	渡辺	善幸		
		11.44		
議席8番委員	三瓶	修蔵		